

同　　田　　原　　靜　　雄　　第一号　同　　同　　同　　同　　同　　同  
右推薦提出者　　推薦提出者氏名　　生年月日　　住所  
門　田　定　藏　明治十九年七月一日　鳥取縣東伯郡上北條村中江四番屋敷

## 選舉管理委員會告示

### ◆鳥取縣選舉管理委員會告示第116号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員會委員の總選舉に關し第六回委員会を次のように招集する。

昭和二十四年八月二十一日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

- 1、招集日時　八月二十四日 午前十一時
- 1、同 場所　鳥取縣庁

### 1、附議事項

鳥取縣農地委員會委員の總選舉に於いて設定された投票區の増設方に關する陳情處理について。

# 鳥取縣公報

第 11 千 四 十 号

昭和二十四年八月十八日臨時縣議会の議決を経た昭和二十四年度鳥取縣歲入歲出追加更正予算(同日議決追加予算も含む)は次の通りである。

昭和二十四年八月二十六日  
鳥取縣知事 四 尾 愛 治

昭和二十四年度鳥取縣歲入歲出追加更正予算

歲 入

追加更正予算額 備考

歲 項	
1 縣 稅	545,000
3 地方配付稅	△ 82,907
2 公企業及び財產收入	△ 82,907
1 財產收入	△ 1,178,888
4 使用料及び手數料	△ 1,178,888
2 手數料	△ 2,189,048
5 國庫支出金	

### ◆鳥取縣知事第四百六十一號

鳥取縣公報 每週火曜日發行(休日は當日)  
昭和二十四年八月二十六日 (昭和四年四月十五日)  
第 11 千 四 十 号

1 國庫負担金 △ 2,880,275  
 2 國庫補助金 691,227  
 9 雜收入 42,431  
 6 物品売拂代 △ 2,863,412

## 歳入合計

歳 出

1 議会費 40,000

2 縣府費 △ 4,622,161

## 1 縣職員費 △ 4,622,161

5 教育費 0

## 1 教育委員会費 △ 419,976

6 社会及勞防施設費 419,976

## 22 恩給費 656,580

3 児童福祉費 191,663

## 6 労政費 464,917

8 産業經濟費 990,000

## 1 雜費

◇鷲尾縣長鷲田國大十川町  
昭和二十四年度秋期保健婦助産婦試験を次のとおり施行  
ト。

昭和二十四年八月二十六日

昭和二十四年九月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
返納交付 曜和年月 所屬庁名 職名 氏 名

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
返納交付 曜和年月 所屬庁名 職名 氏 名

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
返納交付 曜和年月 所屬庁名 職名 氏 名

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
返納交付 曜和年月 所屬庁名 職名 氏 名

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
返納交付 曜和年月 所屬庁名 職名 氏 名

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
返納交付 曜和年月 所屬庁名 職名 氏 名

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
返納交付 曜和年月 所屬庁名 職名 氏 名

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
返納交付 曜和年月 所屬庁名 職名 氏 名

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
返納交付 曜和年月 所屬庁名 職名 氏 名

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
返納交付 曜和年月 所屬庁名 職名 氏 名

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
返納交付 曜和年月 所屬庁名 職名 氏 名

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
返納交付 曜和年月 所屬庁名 職名 氏 名

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
返納交付 曜和年月 所屬庁名 職名 氏 名

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
返納交付 曜和年月 所屬庁名 職名 氏 名

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
返納交付 曜和年月 所屬庁名 職名 氏 名

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
返納交付 曜和年月 所屬庁名 職名 氏 名

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
返納交付 曜和年月 所屬庁名 職名 氏 名

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
返納交付 曜和年月 所屬庁名 職名 氏 名

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
返納交付 曜和年月 所屬庁名 職名 氏 名

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
返納交付 曜和年月 所屬庁名 職名 氏 名

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
返納交付 曜和年月 所屬庁名 職名 氏 名

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
返納交付 曜和年月 所屬庁名 職名 氏 名

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
返納交付 曜和年月 所屬庁名 職名 氏 名

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
返納交付 曜和年月 所屬庁名 職名 氏 名

## ◆鳥取縣告示第四百六十六号

助產婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十四年八月二十六日

本籍地 栃木縣下都賀郡家中村大字家中二、三三四番地  
現住所 米子市角盤町一丁目九七番地宮岡醫院方

昭和二十四年八月十九日第一、四〇三号

篠 原 つねよ

大正六年五月二十日生

本籍地 鳥取市富安三一八番地  
現住所 同今町一丁目一〇〇番地

昭和二十四年八月十九日第一、四〇四号

砂 宮 力ズ子

大正元年十一月二十日生

本籍地 東伯郡倉吉町大字福吉町二、二三五番地  
現住所 同東岩倉町二、二三三番地

昭和二十四年八月十九日第一、四〇五号

遠 藤 ヨシ子

昭和三年七月十六日生

## ◆鳥取縣告示第四百六十七号

助產婦名簿から次の者を取消した。

昭和二十四年八月二十六日

本籍 氣高郡中郷村大字鳴瀧一四八番地  
住所 鳥取市掛出町一四番地鳥取赤十字病院寄宿舍

昭和二十四年八月三日神奈川縣へ轉住により同年同月同日名簿取消方願い出たので同年同月十九日取消

宇多川 和子

昭和三年三月六日生

## ◆鳥取縣告示第四百六十九号

昭和二十四年四月鳥取縣告示第百五十九号(労働帽子の販賣價格の統制額指定の件)は廃止する。

昭和二十四年八月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

おこし 匂、アメ二〇匁 一〇〇匁以上一二〇〇〇

〔〕この加工質のほかに高級原料代及び燃料費など何等の名儀を以てするも金品を受領できない。  
但し受託者が飴を負担した場合は実費を加工質に加算することができる。

〔〕この加工質は委託加工所渡しの價格である。

〔〕原料委託数量とは委託者の提供する数量をいう。

## ◆鳥取縣告示第四百七号

昭和二十二年閏令、内務省令第一号第八條の規定により東伯郡旭村議會議員の候補者につき賞書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次の通り指定する。

米、イモ、小麦粉  
キビ、マイロ、大豆  
の場合各一〇〇匁  
煎餅 のり玉 八五匁以上 二五、〇〇

小麥粉六五匁、砂 八三匁以上 同

糖三五匁  
ビスク 小麥粉一〇〇匁、アメ二  
乳製品二匁  
ビトウ  
バター五匁

昭和二十四年八月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

古物營業法及同施行規則に関する取扱手續を次のように定める。

昭和二十四年八月二十六日から

國家地方警察 鳥取縣警察隊長

同 年九月一日まで

## 公安委員會訓令

◆鳥取縣公安委員會訓令第三号

鳥取縣警察隊長

古物營業法及同施行規則に関する取扱手續については監察隊長の定めるところによる。

昭和二十四年八月二十六日

鳥取縣公安局委員會

◆鳥取縣本部訓令第四七号

(本 部)

地區警察署

- (一) 古物の種類は規則第一條に掲載するものでないか。  
(二) 申請人は法第四條第一項各号に該当するものでないか。

- (三) 審査は本人に相違ないか。

- (四) 其の他の処分上参考となる事項。

第四條 警察署で市場主にならうとする者の許可申請を受けたときは左の各号について調査し前條に準じてすみやかに監察隊長に進達しなければならない。

- (一) 申請書は規則第一條第二項及第四條の事項を備へているか。

- (二) 申請人は法第四條第一項各号に該当するものでないか。

- (三) 審査は本人と相違ないか。

- (四) 其の他の処分上参考となる事項。

- (五) 審査は本人と相違ないか。

- (六) 其の他の処分上参考となる事項。

第五條 警察署で古物商又は市場主を譲受け若しくは相続しようとする者の許可申請を受けたときは左の各号について調査し第三條に準じて速に進達しなければならない。

鳥取縣公報 第二千四十号 昭和二十四年八月二十六日 (第三種郵便物認可) 七

古物營業法に関する取扱手續

第一條 この手續は昭和二十四年七月鳥取縣公安委員會訓令第三号に基いて定めたものである。

第二條 古物營業法(以下法と云う)又は古物營業法施行規則(以下規則と云う)に依る公安委員會に対する申請書又は届書は別段の定めない限り正副二通を提出させ副本はその署に営業種別毎に口座を設けて保存し正本は副申書を附して速に監察隊長に進達しなければならない。

第三條 監察署で古物商にならうとする者の許可申請を受けたときは左の各項について調査し、なお管轄外に關係ある事項は照復の上許否に関する意見をつけずみやかに進達しなければならない。

(一) 規則第一條第二項及第三條の事項を備へているか。

(二) 申請者は法第四條第一項各号に該当するものでないか。

(三) 審査は本人と相違ないか。

(四) 其の他の処分上参考となる事項。

(五) 申請者は法第四條第一項各号に該当するものでないか。

(六) 審査は本人と相違ないか。

(七) 其の他の処分上参考となる事項。

(八) 審査は本人と相違ないか。

(九) 市場主にあつては本條第一項の外規則第四條第一項各号の事項を備へてゐるか添附書類は正しいか。

(十) 市場主にあつては本條第一項の外規則第四條第一項各号の事項を備へてゐるか添附書類は正しいか。

(十一) 市場主から營業所の移轉、取扱物資の変更の許可申請を受けたときは規則第六條並第七條記載事項を調査し許可証を添へすみやかに進達しなければならない。

(十二) 警察署で古物商市場主から管理者の新設、変更、廃止の許可申請を受けたときは左の各号について調査し第三條に準じてすみやかに進達しなければならぬ。

(一) 管理者は法第四條第一項第七号に該当するものでないか。

(二) 申請書は規則第八條の事項を備へてゐるか。

(三) 添附書類は正しいか。

第八條 警察署で古物商から行商、露店の其可申請を受けたときは左の各号について調査し第三條に準じてやかに進達しなければならない。

(一) 申請人は古物商の許可を受けているか。

(二) 申請書は規則第十三條第二項の事項を備へてゐるか。

(三) 従業者は法第四條第一項一号乃至四号に該当するものでないか、寫眞は本人と相違ないか。

第九條 警察署でせり売りの許可申請を受けたときは左の各号について調査し第三條に準じ即時進達しなければならない。

(一) 申請人は古物商の許可を受けているか。

(二) 申請書は規則第十四條の事項を備へてゐるか。

(三) 其の他処分上参考となる事項。

第十條 警察署で古物商、市場主から許可証書換の申請を受けたときは事実について調査し、許可証を訂正の上交付し届書はすみやかに進達しなければならない。

第十一條 警察署で古物商、市場主から廃業、休業、死亡の届出を受けたときは規則第十六條第十八條記載事項を調査し更新には許可証を添へすみやかに進達しなければならない。

第十二條 警察署で規則第十一條第一項各号の届出を受けたときは事実について調査し、許可証を訂正の上交付し届書はすみやかに進達しなければならない。

前項の場合左の各号については特に慎重に調査進達しなければならない。

(一) 法定代理人の異動又は新たな選任につき新しい法定代理人は法第四條第一項第四号に該当するものでないか。

(二) 代表者その他の法人の業務を行う役員の異動につき新しい代表者その他の役員は法第四條第一項第八号に

第十三條 警察署で古物商、市場主から許可証書換の申請を受けたときは事実を調査し許可証を書換え交付し、台帳を整理の上届書は進達しなければならない。

第十四條 警察署で許可証の亡失又は盜難の届出を受けたときは規則第十九條記載事項について調査しすみやかに進達しなければならない。

第十五條 警察署で規則第二十條の規定に依る木札の検印の願出を受けたときは別記様式第五の捺印を押すものとす。

(一) 規則二十條三項の検印の消除の願出を受けたときは適切な方法に依り検印を消除しなければならない。

第十六條 警察署で公安委員会発行の許可証を申請者に交付するときは規則第二十一條の該当手数料(收入印紙)と引換え別記様式第六に貼布し消印を行つた上すみやかに進達しなければならない。

第十七條 警察署で規則第二十六條の検印の願出を受けたときは其の署欄付の警察署印を用ひ帳簿の毎葉に契

第十八條 警察署には別記様式第一乃至第四の各種古物營業台帳を備付けこれに登録し記載事項に異動があつたとき其他記入を必要とする事項があつたときは、その都度すみやかに整理して置かなければならぬ。

第十九條 警察署で帳簿廢棄の申請を受けたときは犯罪捜査等特別の必要のない限り記載物品の処分終了後三年を経てからこれを承認するようにならなければならぬ。

第二十條 警察署で法の違反者を検挙したときは、その都度別記様式第七に依り報告しなければならない。

第二十一條 警察署長は法第二十四條の行政処分を必要とする者があるときは別記様式第八により証拠となる書類又は其の寫を添附しすみやかに上申しなければならない。

第二十二條 警察署長は法第二十五條第一項による公安委員会の通告があつたときには別記様式第九の通告書を即時當該營業者に送達し營業者から同様式の受領証

を受け報告しなければならない。

第二十三條 警察署長は前條の規定による通告に当り營業者が聽聞手続を放棄するときは受領書にその旨を記入署名捺印させ進達しなければならない。

附 則

この手続は古物營業法施行の日からこれを適用する。

表様式第一

(表) 古物商許可台帳

(用紙B五型)

本籍、氏名、(法人年月日准する)の場合も之に準する	本籍、氏名、(法人年月日准する)の場合も之に準する	本籍、氏名、(法人年月日准する)の場合も之に準する	本籍、氏名、(法人年月日准する)の場合も之に準する
許可年月日	許可年月日	許可年月日	許可年月日
本支店の別	本支店の別	本支店の別	本支店の別
営業所の所在地	営業所の所在地	営業所の所在地	営業所の所在地
管 理 者	管 理 者	管 理 者	管 理 者
住所、氏名	住所、氏名	住所、氏名	住所、氏名
生年月日	生年月日	生年月日	生年月日
取扱う古物の種類	取扱う古物の種類	取扱う古物の種類	取扱う古物の種類

事 項	年 月 日	休 業	行 政	異動事項	異動年月日
参考					
(表) 様式第一 (裏は様式一と同じ) (用紙B五型)					
許可登録番号	許可登録番号	許可登録番号	許可登録番号	許可登録番号	許可登録番号
本籍、氏名、(法人年月日准する)の場合も之に準する	本籍、氏名、(法人年月日准する)の場合も之に準する	本籍、氏名、(法人年月日准する)の場合も之に準する	本籍、氏名、(法人年月日准する)の場合も之に準する	本籍、氏名、(法人年月日准する)の場合も之に準する	本籍、氏名、(法人年月日准する)の場合も之に準する
開市日の日時	開市日の日時	開市日の日時	開市日の日時	開市日の日時	開市日の日時
の 取 扱 う 古 物 の 种 類	の 取 扱 う 古 物 の 种 類	の 取 扱 う 古 物 の 种 類	の 取 扱 う 古 物 の 种 類	の 取 扱 う 古 物 の 种 類	の 取 扱 う 古 物 の 种 類
年 所 月 月 生 日	年 所 月 月 生 日	年 所 月 月 生 日	年 所 月 月 生 日	年 所 月 月 生 日	年 所 月 月 生 日
古 物 商 の 名 称	古 物 商 の 名 称	古 物 商 の 名 称	古 物 商 の 名 称	古 物 商 の 名 称	古 物 商 の 名 称
営業所の所在地	営業所の所在地	営業所の所在地	営業所の所在地	営業所の所在地	営業所の所在地
番許古物証号	番許古物証号	番許古物証号	番許古物証号	番許古物証号	番許古物証号
月 行商許可日					
古 物 商 の 株 式 会 社	古 物 商 の 株 式 会 社	古 物 商 の 株 式 会 社	古 物 商 の 株 式 会 社	古 物 商 の 株 式 会 社	古 物 商 の 株 式 会 社

本籍、氏名、(法人年月日准する)の場合も之に準する	本籍、氏名、(法人年月日准する)の場合も之に準する	本籍、氏名、(法人年月日准する)の場合も之に準する	本籍、氏名、(法人年月日准する)の場合も之に準する
本籍、住所氏名	本籍、住所氏名	本籍、住所氏名	本籍、住所氏名
所生年月日	所生年月日	所生年月日	所生年月日
露店許可日	露店許可日	露店許可日	露店許可日
番許古物証号	番許古物証号	番許古物証号	番許古物証号
月 古 物 商 の 株 式 会 社	月 古 物 商 の 株 式 会 社	月 古 物 商 の 株 式 会 社	月 古 物 商 の 株 式 会 社
古 物 商 の 名 称	古 物 商 の 名 称	古 物 商 の 名 称	古 物 商 の 名 称
営業所の所在地	営業所の所在地	営業所の所在地	営業所の所在地
番許古物証号	番許古物証号	番許古物証号	番許古物証号
月 行商許可日	月 行商許可日	月 行商許可日	月 行商許可日
古 物 商 の 株 式 会 社	古 物 商 の 株 式 会 社	古 物 商 の 株 式 会 社	古 物 商 の 株 式 会 社

様式第五

(裏は様式一と同じ) (用紙B五型)
番許古物証号
所在地



様式第四

(裏は様式一と同じ) (用紙B五型)

様式第六 (用紙B五型)

古物営業手数料送付書 ○○地区警察署

営業者の住所	氏名
営業種別	
許可証交付区別	
許可証番号	
許可年月日	

手数料納付年月日
收入印紙貼欄
備考

註 (1) 許可証交付区別欄には新規、更新、再交付別を記入のこと。
(2) 同一人が同時に二種の古物営業許可証の交付を受けける場合は別々の納付書を用いること。

様式第七

古物営業取締法令違反者検挙報告

昭和〇〇年〇〇月〇〇日

在営業所の地	本籍、住所、法人名、生年月日(法人の場合は事務所の場所)
代表者の年生月日	本籍、住所、法人名、生年月日(法人の場合は事務所の場所)

様式第八

古物営業者行政処分上申書

昭和〇〇年〇〇月〇〇日

違反の内容
適用條文
検挙後の措置
備考

営業所の種別	営業許可番号年月日及許可書又は行政処分科を受けていた行政命令の有無無いた行政取締法令遵守の事項	申請の内容	その他参考事項

備考 一、聽取書、始末書又はその寫等証拠となる書類

を添付すること。

二、事案の内容で長文に亘る爲記載出来ないときは別表に記載すること。

## 様式第九

(用紙B五型)

通 知 書	受 領 書
住所	住所
営業種別 氏 名 年令	但し昭和年月日における聽聞えの 出頭通告

貴殿の営業について聽聞を左記により行うから出頭せられたい。

貴殿の営業について聽聞を左記により行うから出頭せられたい。  
年 月 日  
右正に受領いたしました。  
昭和年月日

記	印
一、事由	
二、聽聞期日	
三、聽聞場所	

注意 正当の事由がないもので期日に出頭しないときは聽聞の機会を利用することを放棄した者とみなす事があります。

聽聞手続放棄上申書
この聽聞については聽聞会の手続を放棄します。
氏名印

鳥取縣公安委員會印
鳥取縣公安委員會告示
氏名印

## 公安委員會告示

◆鳥取縣公安委員會告示第四号

古物営業法による聽聞規程を次のように定める。

昭和二十四年八月二十六日

鳥取縣公安委員會

## 古物営業法による聽聞規程

第一條 公安委員會が古物営業法(以下法といふ)第二十一条の規定により聽聞を行う場合(以下聽聞会といふ)は別に定めるもの他この規定の定めるところによる。

第五條 聽聞会は行政処分の事務に關係ある警察官(以下立会警察官といふ)及び営業者又はその代理人立会の上でなければこれを聞くことができない。

第六條 聽聞会に書記若干名を置く。書記は公安委員會がこれにかかることができる。

第七條 営業者が聽聞会に代理人を出席させるとときは委任状を添えてその旨公安委員會に届けなければならない。

第八條 営業者又は代理人は聽聞会に弁護人を伴い出席することが出来る。

前項の場合はその旨公安委員會に届け出なければならぬ

第一條 公安委員會は法第二十四條に規定する左の各号の一に該当する事案があるときは聽聞会を開くものとする。

但し当該営業者(以下営業者といふ)が聽聞の機

会をほうきする意志表示をなしたとき又は公安委員會

が第二十條の決定をしたときはこの限りでない。

一、営業許可の取消を必要と認められる場合。

二、営業停止を命ずる必要があると認められる場合。

第九條 聽聞は口答により行うものとする。

第十條 聽聞会長は開会を宣し審問を行い、申立を聽き  
但し他の公安委員（以下公安委員といふ）も必要によ  
り聽聞を行うことができる。

第十一條 聽聞会場においては何人であつても聽聞会長  
の許可を得てからでなければ発言することはできない。

第十二條 立会警察官及び営業者又はその代理人並びに  
証人は聽聞会長、公安委員又はその許可を得た者の聽  
聞があつたときはこれに答えなければならない。

第十三條 立会警察官は法令又は条例違反の内容及び適  
用條文その他行政処分上必要な事項を申し立てなければ  
ならぬ。前項の場合必要により証拠の提出若しくは  
は呈示をすることができる。

第十四條 営業者又はその代理人は立会警察官の申立て  
に対し弁明をなし又は弁明に必要な証拠の提出若しくは  
呈示することができる。

第十五條 弁護人は弁護に必要な事項を申し述べること  
ができる。

第十六條 立会警察官及び営業者又はその代理人若しく  
ができる。

この規程は古物営業法施行の日からこれを適用する。

# 鳥取縣公報

## 選舉管理委員會告示

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第二十九號

鳥取縣農地委員會委員の總選舉について八月二十一日鳥取縣選舉管理委員會告示第一二二號を以て設定した投票区及  
び開票区を次のように変更する。

昭和二十四年八月二十六日

昭和二十四年八月二十六日 外金曜日  
号

### 附則

は弁護人は聽聞会長に対し証人の申請をすることがで  
きる。聽聞会長は前項の規程による申請に対し聽聞会  
の進行上支障の有無を判定の上許否の決定をしなけれ  
ばならない。

第十七條 聽聞会長は、聽聞会開会中同会の進行上必要  
のあるときは営業者又はその代理人、立会警察官、弁  
護人及び証人並びに傍聴人に對し注意を与えることが  
できる。

前項の注意をきかず喧騒にわたり、聽聞の進行を妨げ  
る者がいるときは退場を命ぜることが出来る。

第十八條 傍聴人は聽聞会において發言する事ができな  
い。

第十九條 聽聞会長は聽聞会場内の秩序保持のため必要  
があると認めたときはその者が聽聞の機会もほつきした  
ものとみなし決定することができる。

第二十條 公安委員會は法第二十五條第二項の規定によ  
る通告をなし営業者又はその代理人が正当な理由がな  
く出席しないときはその者が聽聞の機会もほつきした  
ものとみなし決定することができる。

選舉區 開票區 投票區  
選舉區 開票區  
第一選舉區 第一開票區 第一投票區 鳥取市、岩美郡倉田村、米里村津ノ井村、面影村、宇倍野村、成器村、大茅  
村、福部村

第二同	第一同	岩美郡蒲生村、岩井町、小田村、本庄村、東村、浦富町、大岩村
第三同	第三同	八頭郡賀茂村、國中村、船岡村、大伊村、國英村、河原町、八上村、西郷村、 散岐村、大御門村、隼村、安部村、上私都村、中私都村、下私都村、大村、 用瀬町、佐治村
第四同	第四同	八頭郡八束村、丹比村、若櫻町、池田村